

議第 21 号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 3 年の人事院勧告等に鑑み、下呂市職員の期末手当支給率を引き下げするため、当
該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第23条の4 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第23条の4 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 （略）</p>

（下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条の4第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年下呂市条例第39号）第4条第1項若しくは第7条又は公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例（平成16年下呂市条例第38号）第4条若しくは第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の

各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの
(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。)

107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定管理職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和3年の人事院勧告等に鑑み、下呂市職員の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の給与に関する条例で規定する一般職員及び再任用職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

一般職員（年間▲0.15月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	1.200 (1.000)	1.275 (1.075)
12月期	1.200 (1.000)	1.275 (1.075)
計	2.400 (2.000)	2.550 (2.150)

再任用職員（年間▲0.10月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	0.675 (0.575)	0.725 (0.625)
12月期	0.675 (0.575)	0.725 (0.625)
計	1.350 (1.150)	1.450 (1.250)

※（ ）内は特定管理職員

（第1条による改正中第23条の4関係）

(2) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例で規定する特定任期付職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

特定任期付職員（年間▲0.10月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	1.625	1.675
12月期	1.625	1.675
計	3.250	3.350

（第2条による改正中第9条関係）

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

(4) 令和4年6月に支給する期末手当については、令和3年6月及び12月に支給済みの期末手当と調整し、さらに0.15月分（再任用職員及び特定任期付職員は0.10月分）下げて支給します。

（附則第2項関係）

